

## 第16回農林水産政策会議の概要

- 日 時：平成22年2月4日（木）17:00～18:00
- 場 所：衆議院別館 講堂
- 出席者：郡司副大臣、佐々木政務官、ほか
- 議 題・「森林・林業再生プラン」の推進について
  - ・第18回食料・農業・農村政策審議会企画部会の結果について
  - ・赤松農林水産大臣のダボスWTO非公式閣僚会合出席について
  - ・その他

### 1. 会議冒頭あいさつ

（郡司副大臣） 本日は、参議院の決算委員会が行われているが、22年度予算案に関する予算委員会の質疑が行われるかどうかは現在のところ流動的である。また、昨年12月に、190の農業用ダムの課題等に関する点検結果を公表したが、本日、そのダムに係る総工事費を公表したのでお知らせする。ダムの総工事費については、1兆5千億円、工事中のダムに係る総工事費は約3千億円となっている。これまでの政権の積み残しの課題ではあるが、今後も検討していきたい。

### 2. 郡司副大臣、佐々木政務官から資料に沿って説明

### 3. 出席議員からの主な発言

（鉢呂議員） 森林環境政策議員懇談会の役員会で再生プランについて聞かせてもらった。

再生プランでは、木材自給率50%ということでマニフェストを反映しているが、マニフェストに盛り込んだ直接支払、6次産業化、緑のダムについては、明確に表現せず抽象的な表現に留まっている。この3点については、検討委員会できちんと議論していただき、最終的には政務三役が判断をしていただきたい。これまでのような役所が作った案を追認するだけの検討委員会にはしないでいただきたい。

木材自給率を24%から50%へ倍にすることは大変厳しい。具体像を出していくためには、検討委員会も並行してやっていただきながら、週1回は、政策会議などの場で議論をできるようにしていただきたい。

WTO交渉に関し、前政権時代の重要品目6%をどうはね返すのかが一番大きな課題だが、そろそろ民主党として戦略を考えるべき時期にきているのではないか。

（川村議員） 大変結構な再生プランを作ったと思う。是非成功させる必要がある。

ただ、再生プランでは川上対策が先行している感がある。川下の利用の方も重要である。川上対策と川下対策は両輪である。また、健康・省エネ住宅の議員連盟に参加したが、林野庁が出席していなかった。参加すべき。

（小山議員） 森林組合改革の検討委員会について、これまでも、各地の森林組合が改革プランを作成してきているが、これと再生プランの関係はあるのか。検討委員会には現場の人も入っているが、経営の視点で発言できる委員が入っていないのではないか。ステークホルダーも入れてみてはどうか。森林組合も民間であるから収支・採算の視点は必要である。現場の方だけだと理想論になりがち。そのような観点の委員を加えてはどうか。

（玉木（雄）議員） 公共建築物の木材利用を進めていくとのことだが、住宅の税制も含めて議論すべき。国交省や財務省主税局も巻き込みながら木材利用の検討

を進めて欲しい。

設置法改正法第19条では、地域センターの所掌事務は農林水産省令で定めるとしているが、農家が6次産業化に向けた取組などの新たな事業を行う際には様々な補助制度がある。このような各種施策をワンストップ・サービスの形で紹介することを地方センターの所掌事務として書いてほしい。国の地方出先機関は、大きな流れでは廃止の方向であり、存在感をきちんと示さないと、存在自体が危うくなる。

(福島(伸)議員) 今日、ちょうど地元の木材業者と話をした。建築用材の利用を拡大する必要がある。国産材の加工・流通・利用検討委員会については、国交省も巻き込んで、場合によっては両省の政務官クラスを交えて議論をするべき。

(石津議員) 政策会議については、たくさんの資料があることから、資料をじっくり見る時間をいただいた上で意見を申し上げ、どう意見が反映されたかが分かるようにしていただけないか。

ドイツ並みの路網整備というが、ドイツ国民の環境に対する認識と日本国民の認識とでは大きく違いがあるのではないか。そのような中で、ドイツのような路網をつけていいのかという危惧がある。一体どのような道路をつくるのか。60年に1回しか使わないような道ではムダ。どのような車が入れるのか、その規格はどのようなものか。

(前田議員) 木材利用については、縦割り行政で、最下流のエンドユーザーと結びついてこなかった。国交省の住宅局を巻き込んで連携して進めるべき。マニフェストでも、住宅リフォームを促進することを盛り込んでいるが、リフォームが進むと大きな需要が創出される。この対策として、住宅エコポイントを進めることとなったが、これが木造につながっていない。木製サッシを入れればエコポイントがアップするなど、少しでもいいので、今のうちに「つなぎ」を作っておくべき。

(山岡(達)議員) 雇用対策が重要。「コンクリートから木へ」と謳っているが、これまで「コンクリート」を担ってきた建設業者の業種転換を図れるような対策をお願いしたい。路網整備は建設業者も入りやすいはず。研修など人材育成も必要であるが、これも含めて受け皿としての検討を願いたい。

(石原議員) ドイツ並みの路網密度を目指すというが、路網を通そうとしても、隣の山の所有者も分からないような、非協力的な人もいる。こういう場合の対応はどうなるのか。また、財源の確保はどうなっているのか。

(主濱議員) 激変緩和措置について伺う。現場では、営農準備も進んでいることから、最終的な助成単価がいくらになるのかを早く示さないといけないと考えている。この単価調整はいつ頃までにやる予定なのか。もし、予算成立まで待たなければならぬのであれば、農家が対応できないおそれがある。県も県協議会も困っている状況にある。

米粉・飼料用米の実需者との契約であるが、飼料用米については、岩手県では全農ルートが確立しているため、ある程度取り組めると思うが、米粉用については、農家が自分で実需者を捜せと言っても難しい。国としてどのような取組をするつもりなのか。

(石山議員) 地域センターは、戸別所得補償制度の導入により実務レベルでの負担が大きくなっていくと思うが、農政事務所から地域センターに変わる過程で何がどうなるのかを教えていただきたい。

#### 4. 副大臣、政務官、森林整備部長からの主な発言

##### 【森林・林業再生プランについて】

(郡司副大臣) (週1回の議論の場を設けるべきとの意見については) 一川議員に受けて頂くこともあるかと思う。

再生プランの作成経過について、これまで十分説明できていない部分もあるが、緑のダムなどについては、国交省との調整が必要となるなど政府全体として対応すべき部分もあり、今回の再生プランについては、農水省として責任を持って対応すべきものを示している。

木材自給率50%は大変な目標とのご指摘だが、現在の自給率の内訳は、製材用が38%で比較的高い。対して紙・チップ用はわずか13%である。合板や集成材への国産材利用も増えてきた。今後は、林地残材も含めて、これまで切り捨ててきた間伐材を最大限使って、特に紙・チップ用に使う必要がある。製材、紙・チップ、合板・集成材の大きく3つの分野で取り組みたい。

川上対策が先行しているのでは無いかとのご指摘について、川下対策に関しては国交省との連携を進めており、国交省は、需要はあるので供給側での対応が鍵と言っている。

森林組合の検討委員会にステークホルダーなどを入れることについては、意見として頂き、対応については今後検討させていただく。

森林組合の検討委員会では、森林組合改革だけではなく、人の育成、集約化のための情報など、森林組合としての役割をどうしていくかということも重要である。これまでの間伐はやりやすいところからやってきたが、これからは、やりにくいところ、できなかったところで間伐をしていくことになる。これを進めるためには森林組合の力は重要である。

税制の関係については、もう少し検討して参りたい。

福島議員の木材利用の件に関する国交省の連携については、官庁営繕部も巻き込んで基準の見直しなども検討している。また、建築学会の方でも、木造に関する基準の見直しもされてきている。委員会も農水だけでは進まない。各委員会と連携していきたい。コメントやご意見を書面でお寄せいただければ、ご意見として検討していきたい。

(佐々木政務官) 前田議員の国交省との連携について、再生プランはかなり連携しながらやっている。また、成長戦略にも盛り込まれており、内閣として取り組む部分もある。

建設業者の関係については、これまで2回ほど建設業者の方と話をしたが、公共事業をどう整備していくのか。常々、「公共事業については、必要なものは整備していく」といっているが、意外に説得力がない。公共投資というものは、本来、工事が完了してからその効果が発揮されるものであるはず。しかし、これまでは、工事を発注することが目的となってしまっていたことが問題である。業界とも向き合って話をしていく必要がある。

森林所有者の確認の問題については、きちんとやっていく考えである。

林業の場合、60年間のコストをどのようにするか難しい。所得補償ではなく、直接支払について何らかの方法を検討したい。

路網整備で考えているのは、作業道である。間伐などの手入れをするために必要な小さな道であり、これがあれば、民間の山でも間伐など手入れをしやすくなる。大規模な道路は考えていない。

(森林整備部長) 地籍調査も含め、境界の整備が進んでいないところがある。年末に、国交省の三日月政務官と舟山政務官が話し合いを行い、所有者の明確化は重要であるという認識が共有されている。重要な問題として省を越えて問題意識を持っている。

資料の35Pに再生プランのイメージ図がある。ここにあるように、ドイツ並みと

いうのは、車両系で100m/ha、架線系で50～30m/haである。規格は、基幹的なものは幅員が3～4mであり、トラックや高性能の機械が入れるものを考えている。今後の進め方等については、路網・作業システム検討委員会で議論を始めたところである。

【農林水産省設置法改正法案について】

(佐々木政務官) 地域センターが担う業務は大きく分けて以下の3つである。1つ目は、戸別所得補償制度の申請、確認、支払という一連の業務の中で、最前線の出先機関としての役割を担う。次に、今後本格実施をしていく畑作、畜産・酪農、水産分野への戸別所得補償制度の導入に向けて必要な生産費調査などを行う。この調査を行う上で、現行の人員規模で対応するのは厳しいところもある。最後は、事故米穀の問題に際し、チェックをすべき農政事務所がその機能を果たさなかったと批判を受けたが、実はこれまでの組織にはそのような機能が十分になかった。このような新しいニーズに応えるため、拠点を集約して機能を洗い直し、機動的な組織とするため、今回、地域センターに再編する。組織は時代に合わせて変えていくことが必要である。

【戸別所得補償制度について】

(佐々木政務官) (激変緩和措置について) 現在、現場への説明を順次進めているところであり、市町村段階までの説明が終わっている状況。ブロック段階の説明会では政務二役も出席したが、段階を経ると説明振りも変わってくるので、必要に応じて再度説明をさせたい。

激変緩和措置については、地域協議会ごとのマイナス分を配分しているので、そのまま配分すれば間に合うはずであるが、現場では、作業の主体がまだはっきりしていなかったり、何か基準を国が示すのではないかと様子見していて作業が進んでいない可能性もあるので、指導していきたい。

飼料用米については、全農が取組を始めており、かなり進んでいる感じ。米粉についても動きが出てきているが、米粉業者などが一体となって動ける状況を作っていけるかが課題。ただし、大手製粉にこの部分を委ねてしまうと、国産小麦の二の舞となってしまおうと懸念しており、国があまり手を出しすぎないように、大きなネットワークづくりのお手伝いをしていきたい。

【その他】

(佐々木政務官) 今後、政策会議と質問研究会との連携を深めていきたい。

—以上—